

山梨県で旅館業を営む申立会社の営業損害（平成23年4月分の予約キャンセルによって生じた損害）について、原発事故による風評被害を認めつつ、原発からの距離や震災の影響等も考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例

1276

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目の和解金として、計金3,002,952円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年6月5日

（仲介委員 鈴木武志）

(別紙)

損害項目	損害期間	損害額
営業損害（逸失利益）	H23.4.1～H23.4.30	2,915,487 円
本和解仲介に関する弁護士費用		87,465 円
損害額合計		3,002,952 円